土佐物語

十五、十六、

主務
印
和書門
類 一六一〇九 號
二二六 函
四 架
一〇 冊

内閣文庫
和書
類 一六一〇九 號
一〇 冊
一五一 函
一三 架
(八)

内閣文庫
番號 和 16109
冊數 10(8)
函號 151 131

綴じ部（喉部分）の文字等が開きが不鮮明な場所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

元亨物語巻第十五目録

長京我祝父子西國発向并軍評定之事
戸次川合戦付信親討死之事
信親死骸尋事
信親上世物語之事
長宗我祝父子并江帝御前帝下向戴し事
秀吉公九州御退治之事
尊氏坊法印誅伐之事
掃部之事
泰泉寺父子最後之事
不義之輩誅罰之事

内閣文庫
和學講談所
浅草文庫

長宗我部父子両国発向并軍評定之事

備前備中を支義久と二ヶ国を領して大きに逆威を振へり
近年父勇名すれども毛利家国を把握奪取すると云へども大友治部少輔
義統も戦ひ雄雄出に勝るとも敗北せん
天正十四年十一月京都に老御を迎て秀吉公宣下給ふ
秀吉公長宗我部土佐守信親卿を以て毛利等早く出張し出羽守と合戦
津と退治せんと日向国に三日逗留して打立て
敵と海を隔てすまるべきはすべかりし
凱旋すべしと仰せられ人畏て豊日向見て手立り
国に帰り父元親に事之由を申されれ
強道治の軍を未練にして取るべき智恵なき男也今度の軍心ともなる
元親法印沙汰せんと十一月廿二日土佐国を立れる
修理亮義久同月一番余湯を立て

鑑教入道宗匠国に守て居
り秋の末に土佐国仙石長宗我部豊後守先上の系に新城
を持て毛利家と二ヶ所に分て
敵川と要害に成て
敵川九州の一の大河にて
一戦に勝負を決すべし
以の外の大事也敵川場を引退て
敵川の半渡にして
土佐国と打立
一陣破て
敵と
方便
元信の
軍すること

三日三夜攻寄て城を利光盛不寄鑑教
先上の系に新城
出羽守と
川端に戸次川と
戸次の
大分郡戸次の
敵川場を引退て
敵川の半渡にして
土佐国と打立
一陣破て
敵と
方便
元信の
軍すること

川を越えてやまされりる三ぬ隊人(正孫)孫進と正信義の仰せ利ありたるり川を渡りる軍し後ハ殿りるこれりる方員ぬるの
義則はかり寸述合戦の臨む所なれハ地ちなんハ云甲斐なし
るく川ぬりるこれる人を制ちれ利と云上ものかの(とい)ハ意ん
いさぬ(し)ハ兵者出後ハ殿りる(ハ)ハ(ハ)ハ(ハ)ハ

平家一門悉く滅亡しぬ。先生命ありし時、遺言して宣へり。汝等、我が死骸を海に捨てよ。我が骸、もし海に入らば、龍王となりて、我が国を守護せん。我、今、一命を捨てて、海に入りぬ。その後、海中に、大魚、数多集まりて、その死骸を護りて、海上に浮かべり。その魚の背、甲羅、ことごとく、平家の公達の、鎧の如くなりぬ。

戸次川合戰付信親討死之事

去程に、仙石権兵衛秀久、長宗我部元親、十二月十日、豊後に来りて、日向に、渡海せんとす。秀久、元親、共に、豊後に、日向に、渡海せんとして、軍船を、海上に、浮べ、大友、長宗我部、同じく、人数を、押寄せ、先陣、戸次川を、打入、白浪を、蹴立て、漕ぎ渡り、敵の、伏兵、多く、陸の上に、鬼出法鬼を、立て、待ち、ひしめき、てあり、日向、国、高城、を、出て、先駆の、兵、一人、残らず、合戦、始まりぬ。

馬に、乗り、渡り、来りて、海に、入りぬ。先陣、集院、右衛門、大夫、二千、騎、海に、浮べり。

つ、や、賢、し、、、

十文字なりけるを通り巴の字小路迄〜東西は油小路より南北は西洞院
打立て攻しかば新田勢二百余騎討死を敢て引退くべきなれども
武蔵守元弘強剛猛氣小〜して物をとゝへ人なりしかば
こゝ負とゝ法つる物の邪〜実と引る行る所命と惜ひしん兵切死
与力のたゝ〜主ひとして進んで有て〜切合〜勝流るゝ去れ勝に
〜迷ひ振捨すつゝ一人と引まさしと嘆さ神て戦へ武蔵守又
平対馬ひ見負るみ〜〜有て源蔵人新
田勢と一つゝ成ひ宗我部と名乗八方へ引て去ける元親
信親ちつたひ引すて宗我部と名乗れ敵小源を不愛万仏ひと解さえ人
勝と追懸けれ〜叶ぬ大軍小勢鶴翼冠者和泉田左衛
門尉源国治と横田左衛門尉源に與三郎今西左衛門
尉源国治と横田左衛門尉源に與三郎今西左衛門
尉源国治と横田左衛門尉源に與三郎今西左衛門

書〻きたる中に命をわすれ七八度まで打合てゝ和田の
伊勢守殿と対面し長宗我部の勝軍大半疲と雖て後〻
を和田伊勢守殿一千余騎にて長宗我部の勝軍
小勢にて討れて接合よりけり信親、是を見切て
掛りよりけるを側の馬より賀て推
掛り武の備陣崩らと雖さ打返人入乱を奥さ押て駆ひろり敵味方
入討る去程と云〻す出に龍虎の神ひるれ此軍いつ果人さとも
みゝこりより武義を捨取て精のいかてゝ大さたたけつて寄て
出る細川淡路守殿と云て形の如し撫拵てゝ向ひる武義をもの
〻〻やゝ人まを武せす戦ひ〻〻の和田左の脇と云〻うて突
て流る花〻みゝ〻私は良久二人龍来り武義を押蒲て駆
伊勢守殿馬に乗せ馬に乗せ〻〻若年なれて首を切信親
作りよりを探〻かけ立〻戦ふ時にのり付つる馬の三頭半頭之
大刀斬まて大乗よどゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝけを敵也と大将や見知れ勝
参〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ信親に三人三寸の大長刀と抱け以勝

の中へ〻ゝ〻ゝ入篭を雖平用を十七文字八方みゝてゝ切りける
家老の岩二十四の湯雑兵に討れる長刀の柄中ゝ抑ゝ伊勢
守等或人沈ゝ哭ゝ哭ゝ馬百〻〻〻〻ゝ〻ゝ
らして打ゝ力と信親さ知ゝ〻ゝ〻ゝ遠人敵人共ゝ門拵滝
方と接て眼切て捨てゝ和田殿と云て一騎合の勝負に
ま〻惣軍一度に掛れと和泉の輝〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
ひ泳ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
と〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

永野郷之内新田之内進同所之内進小野新田之内福田
村之内進小野村之内豊永
郷之内進中村之内豊永
郷之内進池宗四郎一味
之者共ニ而地宗之者共
三人ニ而者共ニ而地宗
之者共ニ而同新田之内
山崎助兵衛
北川長右衛門
武左衛門
同市之内小川左馬助
中村文右衛門
奥宮彦八郎
福田助兵衛
深作孫之進
上村喜兵衛
十市横山喜兵衛
市之内深尾
上村彦八
十万興久入交
鳥巣宮橋
入交
助兵衛同
鳥巣中郷
入交右京亮
山崎左馬助
入交右京亮
中村之内
入交左衛門
村上五七郎
福万七郎
市之内法師
池内郎
大日寺光達
千屋
右京亮
別役左兵衛
鳥巣川忠兵衛
上村忠兵衛
寺内市郎
廣井左之助
同村右京亮
荒田源平郎
穂尾
長谷
長川忠兵衛
左兵衛
中郎
中沢孫之助
中郎
長谷
中郎
中沢
中郎
横山
横山
横山

八文字屋本西鶴作品集成　西鶴研究会編

[illegible]十市新しき恋　[illegible]津郡津野十郎同伊予郎一族相談
備後国[illegible]氏田原[illegible]新[illegible]大[illegible]奥[illegible]上[illegible]
[illegible]入江殿の国[illegible]右道此外[illegible]兵[illegible]合七百余人[illegible]
うけ[illegible]一騎と[illegible]皆切死[illegible]
二十七人[illegible]

信親元服[illegible]

[illegible]元親は打[illegible]れ[illegible]兵二十一騎を率て上の[illegible]
此[illegible]を持[illegible]
[illegible]浦の[illegible]近[illegible]漁者[illegible]人[illegible]物
具[illegible]て[illegible]を塞き[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]矢[illegible]
[illegible]奴[illegible]
[illegible]
[illegible]

武覺法師と迫て私津まつさとれ[illegible]行豫國日振の島へ流
らまきけるまつをまるゝなこ元親へ忠れんとすれたる[illegible]惠日寺谷
忠義淳と新田武藤[illegible]こと[illegible]へ[illegible]し今度[illegible]元親の御[illegible]戰死と
今[illegible]感賞(ヒヤウ)すべ[illegible]
[illegible]且八武士の本意且八天下の法[illegible]
[illegible]依て彼死骸を中[illegible]
我光年[illegible]の郷[illegible]
[illegible]書[illegible]通して[illegible]深[illegible]
[illegible]一戰[illegible]
[illegible]
[illegible]

頓證菩提一偈云功名永留武門中按劔雄夫勢在空能動山
川流汗血臘天十二陳風千時天正十四丙戌年十二月十二日施
主秦元親建焉
于時左兵衛尉河内守源朝臣一宇の大伽藍を建立して天満寺と号
し常住堂の御願を思元と為して向後の殺生を遠去せしむ仏法
物貴尊と為人勢者の勢力恐るべし仏法興隆の基也しるべし
信親法世物語
云わく信親河内守云わく国中の一向宗の門徒の輩
小四郎の母を召取りて一向宗を捨てしめんと中を生世
作彼元親いかに汝入りて法を捨てしめ給へ
我れ汝を子に成べし年齢三十二歳せいのうさ古人にすぐれ向
して剃髪して礼懇ろに歳暮る程に感涙を流せ
る法士とをいし法に国人と為て
父母のとひとりにて元親より
けるけ人いとせを同舎に生長せ
らんすらをもつる涙つゝひ衣袂を絞りて
くて御元親を国一番殿様代に
て国中に上下特遍して礼をとる人多けれ
云人家ともに元親の功也しかるに
常に宣ひけるは一向宗の教を不敬父に過剛道愛
御之情父教御厳重に外学の問無成ものを
之父母者領内の法人に入りて小とする
すべし御子息を法家中の士のもとに
せらるべきの御心を吸江菴の主
結南寺法華寺の家中に
御勢を家さいとり呼ちて
主命小偽をして
法を但尊鶴八飛鳥井曽我御
大年捨牛森勝八左衛門
中務丞市兵衛

雜刀ハ太平市兵衛ト云て土佐道流の師也又甲板市ト云て土佐
の行人ハ弟子ハ多ク太刀ハ須賀流の師ハ又須賀武蔵ト云て
柏原流の上手也ハ弓ハ大内義興ハ是ハ其時ハ七夕の庭ト云所ニ場を
拵へて毎年小的あり鉄砲ハ近江国堅田ニ毎月打ル事有鉄砲拵
ハ国友ト云て国友ハ元親人ニ仕ル鉄砲のことハ堺ハ鉄砲ハ
一人ハ十人ハ出れハ鉄砲百挺ハ出れハ千挺ハ合戦ニ
勝利ハ多年ニ成ル二度ハ敗ル鉄砲ハ出ル事ハ
無し是ハ国友ハ鉄砲ハ当家ト云ハ
ともに長刀ハ大将物頭等ハ皆鉄砲のことハ宮ハ
和泉ハ小和田高綱ハ兵法ハ師ハ連歌ハ新宮入道道標ハ宗道
とす元親常ハ和歌を好ハ兵を学ひ給ふ事ハ
られハ上の御ハ所ハ必ず連歌ハ大月代の制下天宮ハ養春
資盛ハ長刀ハ肌ハ
昔ハ長刀の中ハ国ハ
多くハ中ハ武蔵の達人ハ上市ハ
鄙ハ武蔵ハ云ハ
車ハ
ハ
武義ハ
と弾ス討死
長宗我部元親
去程ハ豊後の軍ハ
軍兵ハ
宮ハ
仰ハ
す元親一国の上
長宗
雜事ハ
武義ハ
敵ハ
武義ハ
敵術
と弾ス討死
長宗我部元親
去程ハ豊後の軍ハ
軍兵ハ
宮ハ
仰ハ
す元親一国の上

同僚を侵慢す曲言の第一せ、[illegible]
く尚〻事を深く心言に按ず人[illegible]義を信て雖言を過
元親小社辱をあつ[illegible]て都て已より[illegible]
あるす法之命同列の衆道れて[illegible]
云小隆あり吾彼を安と[illegible]寸相將より列する事[illegible]
今文悔[illegible]無[illegible]元親[illegible]河紀せ[illegible]
事て根義する事[illegible]但し忠死の[illegible]
られ場四国厨[illegible]雲[illegible]と上[illegible]て[illegible]国政の事を[illegible]
文島法命一親和より法[illegible]れ[illegible]豊列府[illegible]
任法乱元親武功不[illegible]用軍兵敗北の列信親[illegible]向[illegible]
[illegible]思[illegible]一[illegible]為彼[illegible]
[illegible]国[illegible]事[illegible]方[illegible]

宣[illegible]

十二月十九日　秀吉

長宗[illegible]

此命法命ハ[illegible]紀[illegible]列[illegible]氏[illegible]都[illegible]養[illegible]て[illegible]
[illegible]四国[illegible]退法の[illegible]
[illegible]て[illegible]一年[illegible]
[illegible]
云[illegible]元親[illegible]列[illegible]
都[illegible]て[illegible]春[illegible]
則[illegible]法[illegible]心[illegible]
[illegible]
秀長[illegible]列[illegible]元親[illegible]
今[illegible]
[illegible]
[illegible]

長宗我部元親の事

秀吉公九州御退治の事

秀吉公九州御退治の事

秀吉公九州御退治の事

知恵寺彼法師ハ薩国和泉小隼人ハ薩国
鹿島郡ノ人時ハ鶴師ト云ハ法師根来及遠の僧
なりと云ハ法師ハ出家と云ふ事なれハ
何事の事の有ハ不ル空ハ不ル知恵ハ如の如く法
師の上ハ力なく寺を焼き恩を忘れ知恵合戦して討死
ス事ハ武家の者ハ武家の者しきく一所ノ死ハ
三人寄て退き存ぜしけるハ法師
悪ル人ハ又討ル事ハ法師ハ法師
の寺ハ平島ハ備前ノ国ノ住人ハ我くハ
法師を伐ひ死ぬの打を見て初ハ法師ハ三番ハ高野ノ三郎
ハ法師ハ法師ハ法師

[illegible]ものとなれば事もせず二人首をそろへて元
[illegible]けりの家臣に授しかたそう法師の家二人を同じく
切て入んとすれども門高くまた[illegible]て入るもせねば
ば是を待もせず二人を射れば二人を射れば今二人八
義経高名して大力の早業度々雖て出小勝一村ちりけるを
小猶よりて力授ちから[illegible]信ひけ[illegible]義経も是
して[illegible]力授ちから[illegible]進む二人を同じ様
切伏て血の[illegible]振[illegible]ちらしく[illegible]
主人義経の通さるべしと我ちらしく近国の[illegible]
て主人義経の[illegible]際ずんしく雖[illegible]
[illegible]して[illegible]
打[illegible]
[illegible]
[illegible]

射ものしてうたしてこの勇者ものとくしてもうれしくうんとまた
と最後にて岩のようにて倒れけるを拾て貴とおもふ藏すそのとの
先七度彼所にて討死をしけるを法師の命を拾て地獄に入
と法師地獄に立退て蘇生す高麗の命を拾り法師の拝殿
陣を張て病死しけるとぞ

城郭之変

高岡が衛元親いろいろ思惟より有けん杉氏住別当の城と改て大
高城と称とぞ天正十二年の比ようやく城
世の悪劇に押被て焼しが法師の命を拾る事ようやく同十六年ようやく
拾て大高城の城と称と築き國民の町部と立る事六年の後城
被を有られ[illegible]て及ぶす高家氏[illegible]と[illegible]ち貢賦雑具を拾
屋に居を定る野に[illegible]ひ[illegible]り國民[illegible]を
[illegible]り此大高城[illegible]ハ高城[illegible]ハ[illegible]
[illegible]大高城[illegible]帝と國民と号す源の頼朝[illegible]
高城と書[illegible]此國民の[illegible]南地[illegible]

[illegible]れ[illegible]と[illegible]南の川[illegible]城の南北の堀[illegible]
同余の[illegible]
遠用の[illegible]
[illegible]地獄と[illegible]
四方[illegible]北小洞島の[illegible]
なく云[illegible]
山[illegible]
貴賤[illegible]
[illegible]
家[illegible]
[illegible]
[illegible]

して居りけれハ神主答ふ近江ハ
うるれハ泉水の清川の月を見てたゝ
いとゝ清きなれハ月の影ハ
左ハ清き果てハ惟喜の帝なるて
給ふ神乃法惠の帝なるて
来りやうなれ去程ハ
移りゝ盛十七年ゝ
嘶と移りゝ
たりて又浦ヶ移りゝ
しゝ月をつゝねをつゝすわハ
秦泉寺父子最後ゝ事

秦泉寺大和守ハ元親創業の初ゝ
つゝ其ゝ掃部と号し父ハ方ゝ
功よりて被ゝ真ゝ見ゝ
ゝ掃部の百姓ゝ

ゝ天正十六年の秋秦泉寺の百姓一宮の
住ゝ所ゝ雑言脇ゝ
打合寄合ゝ程ゝ
ゝ百姓ゝ
ゝ掃部ゝ使ゝ百姓ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ百姓ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ
ゝ掃部ゝ

神武を背にあてゝ弓矢を横たへ、腰に佩かれし神剣たゝ
ゆ出でられし神剣たゝ神ましますけり掃部と人と共に宮殿のあり
ける掃部と人と共に宮殿のあり
ける掃部と人と共に宮殿のあり
ける

ともせず太刀抜て打合しうちの掃部と申人は後に清田
小太郎と号し掃部と大勢と共に一足も退かずいさぎよく
討死す家人池の頼定は元親の妹聟なりしかども宿
意有て秦泉寺小四郎と共に興しなりけり掃部は俣伏の流と
聞くは雖然人となりたくましく強勇なる故に信服をさせもせず
仁井田に於て合戦ありしなり

石義の軍謀罰討事

去程に元親は秦泉寺を亡し悪を懲し善を勧る法なれども猶も指ておけば
鹿ヶ寺城は石義の要地なれば横山淨賀新冠太郎
なりとて伊豆守と共に攻寄せられしかども石義の武功抜れ
多く悪石義の為に人馬を傷ましかば急ぎ諸手を進めて公方兵庫を組の士二人
吉井治郎左衛門高長馬に乗て信光信清を付ひ立ての中に義野
織部之亮光之卿兵部之亮の頃を見て元は山田治部少輔の悪顧なり山田
滅亡の後は元親に仕へて在ありける人なれば兵庫の組の小姓二人を
も少加れけるを討洩すまじきやうにと紛れて知られざりしなり

の小姓二人とて流られけるを兵庫は我組の士なれば捨置やせんと
必作れば四人の跡を追ひくに見へ流れを三郎は織部義光
なりしを公方の事なれば敵を取て
れば二人は二人きと思ひて眼を四方に配りて流れ
織の父子なりし接合打合切合けるに二人の付ひ共に討
倒れける時分の二人道さしに
危くみしかども兵庫なれば
取れ織部は兵庫高股を半ばに切ちけるを
織部倒れて兵庫高股を半ばに切ちけるを
の首を取て帰りしを深手負れ一度に
死なり横山淨賀は久礼田の領を
やまんと侍ばたらき没日に
の手なり大言して是敵を

大日本史
兵庫は萩野文

討ひとれり[illegible]
横山先生ハ[illegible]
勝負して[illegible]
[illegible]二男又を押隔飛て掛ると[illegible]
[illegible]
[illegible]

むさんなりける事ども

古代物語卷第十五

土左物語卷第十六目錄

代継評議する事
親実親真誅死する事
親実當類誅罰する事
子息九元肢が高倉帝病死する事
七人みな元肢が木塚明神する事
小田原陣する事
元親長樂に於て菜の湯する事
親進上する事
土九国検地が竜宗全事
器量の大名が器量者罪せる河事
福島集へ酒盛と体する事

元親物語巻第十六

世継伊豫之事

元亀天正十四年の比迄之間信親忠死を遂ては其外諸方の
旦那家のなれば世継の定め有べき事なれば一国忠を以て
よりあひ〳〵も其沙汰とは申しながら如何様にて
俗体の者共にて申〳〵も其分は信親の親信の
信親の津野源兵衛家督
なれば〳〵けり内証物見を宮内少輔殿
次郎源次郎は本家進と親信源〳〵我常〳〵右兵衛尉
内家督と申すは我なり悪〳〵又我〳〵源〳〵あるべきは
と若して見ゆる也我兵衛尉殿家督と云事を
心得〳〵如何なる者つ我なりなれば〳〵我を父の如く
源次郎は本家進之事と申〳〵さて絶を接へ〳〵兵衛尉
家督の義は源次郎〳〵如信の源〳〵の次て天文に形〳〵
仇人の当ひ〳〵故なのなれば〳〵中〳〵も事の外なれば
元親実〳〵信服〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
を惣領〳〵三〳〵生〳〵の流石〳〵〳〵〳〵〳〵
を源次郎〳〵〳〵も板〳〵事なれば天正十六年九月上旬一門并
家臣〳〵を集て宮内少輔〳〵源次郎は源二郎戦死の上は家の惣領は本家
源次郎の孫弟〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
弟〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
口を閉て武士を顧て言葉出す者なし
源〳〵義は〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
〳〵〳〵

一時の光と溺れ給ひけるかや其風俗を事とし叔父仁人
しるし給て天性父命の重き事を忘れて一出て国を治と倶に
遊まとゝ云ふ二よりを考へる事豈父の道にそむく又甚き例
よ法皇山院法皇持豊入道徳本意穏便虎張を改長と廢して
伝聞を義就を立んと寸見よ法皇天下の主二つよ分れ無益の業
百有餘年日本始て戦国よ入る其又徳本の科ゆへ長の不幸
の時に当り見よ継事一道の常ゆへ八高倉帝一度南よ移
給ひしかとも彼家断絶の上八人見と法穏よ立て事面倒
殊更法皇高倉法皇の時彼戦場の模様分明なりしかとも
上使をもて新元親父を召出しかとも元親父ハ
この法皇の下ハ高倉帝法頂義八法師の子
家智よ立ら事ハ義ハ法師の子
重き故なり高倉帝を法皇
ハ法皇高倉帝を法退ける
故遠天皇孝徳天皇見皆徳
帝王中重乃紀文よ法皇ハ
叔父ハ父よ同し禮不要同姓為其近禽獸
伯父ハ父ハ
法皇高倉の法皇の事退ける
故遠天皇孝徳天皇見皆徳
帝王中重乃紀文よ法皇ハ
叔父ハ父よ同し禮不要同姓為其近禽獸
伯父ハ父ハ
冠婚ハ禮の人
法皇高倉の法皇の
法皇高倉の法皇の
法皇高倉の法皇の

面色すぐれざるの公礼既然の如く今日に渡るべきすべて
殺生を禁ぜられしかば若冠を類卑て退出すべきて御言葉入りて
事を知て再び忠言を世にものがれ難けれ共御門跡の親侯の
すべき所也と云ふ所有りて是を留めとゞまるべきやうに大きの
御手に高礼を言へく

抜京の三度のうけして今此世よりこれ事にしむりれ事にけり
公武の侍好を昔の抜京に比し一の谷の二度のうけを再来に優
形ゝうたるこの程ゝておしうなれ人武者にして是小定て大年比公
う賞賜の形ゝ形ゝ云形宮様小事ゝき物をゝゝやけ
ゝ事

親実親鸞死ゝ事

右京進掃部一形に打寄さりにて門跡の赤侍にて逆に事を
惣領にせんとす西を東をゝゝ幼稚の息を立ゝ石義を選あ
已きの威を恐よせんゝ形ゝ祝しうゝ侍ゝを元親ゝの人な
きゝ事にもよ溺れさゝゝ侍ゝ食極蠱
害射人舎弟也亡國之兆大教之虞寅基談此いかもして他と

退けゝゝ海ゝ侍ゝ又四郎親実ゝ身のゝ事とあれ親鸞は一年執貴殿川の逆を流く
目をつけ耳をとゝて侍ゝ事とあれ佛と賴んと
比叡山ゝ法言を見事と恨ひ溺ゝ元親のゝ出てけゝ小事進
掃部ゝ法言ゝ侍ゝ度世絶海殿の元ゝ於て大年
父將の悪量ゝ侍ゝ殿御初ゝ比叡殿御殿
と人ゝ出ゝ千鶴殿と退け書殿殿ゝ野殿と殿ゝ
元ゝの藏と恨ゝ殿ゝの方殿ゝて殿殿ゝ殿殿ゝ
ゝ人ゝ形ゝ野ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

忘れ難く此年の霜月親せてまんの上洛の西月死去の云に
ては唯恨らくは今より後忠臣孝子編諸好信益
國家をひろめ前の裏敵迫きに乗くに仕部ひとし未練に以
てはかなくも八幡宮を怠く居りして沖浦にて時長一年を経て
出せ給ふ一方村七郎左衛門親に来新
敵附の心深しといへども只人にあらず
筆に尽すすらして大刀刀長刀を深沢
又元撞木腸つんてかなはに羽を長刀以落手親実の年二
十にて出家し給ふ情なる親実八幡宮に参進親貞の一ヶ所にて元親
の御世奉仕常に厳実の乳母にて文武に精く
文力世にすぐる南八童丸の時に北宮殿と呼ばせ給ひ
若宮の御主人に連也の婚を奉て上洛せ給ふ連也参進し
中連也に成る大平氏相代頼せ給ふ
ふ号しけり掃部八幡世の会参老家我に国家の二男に成る
親氏の寄也に成る上洛の実力して断絶も戴詩侯に成の
事をいふ常学家に眼をとゝまれ
此に掃部と号し中比の列参
始り軍志武功計りいとまあり
程なしに成の一族乃祝言
良り藏校兎死て走狗亨ぬ敵国破て謀臣亡と八人文也合れ
ふ佐氏退て佐野を若に
京に成の列せすされば
海に長家我の事に成ふ

親実堂頼詩四討之事

元親家臣として親実親貞の親父奉親に成ふ雷槌
形に成ふ野心を
真西堂水右飛弾守と成一
に高堂に八親実種習の金
故平清盛の心寺に眼を
る辺平帝国に

西堂常に親炙の宿志を達して経論法門
とし人先武門の中に成長し[illegible]
慢剛毅の心を改め仏国に新しき
宗教を立て今此所に及て一切清浄
聚を辟世の頃と書給と聞き西方知識
と打ち崇め修法彼頃と敬て序り元親
[illegible]空[illegible]
[illegible]
[illegible]

しら神奈川や逗子なんの先せの宿業や者りん悪鬼の害をなす
討れんとすれども北条氏の家臣長勝賀法師義蓮代と称し
りんと北代市蔵同四郎蔵を討ひ出て
会せ討へし由聞て率木の挙動すへうしれて宮内多人候
掌して塚地へ引て同法を見れハ物色なれて蓮代の体へ引
しうとうとうあ人ハ塚へ入へく見れハ土肥同郎義清の嫡男遠兼
戸波の野中源兵衛義兼列参市蔵色代して法師義清の
右京進罪科に依て切腹仕すしまき年ハ但森遠ハ法土四郎と執
行ひ遺願の事ハ遠て法師義清と中れ
一定なるに疑ひ同と見会せ一言申すとのもの市蔵
おとの同法と也会せ一言申すと北条氏陪臣の
若者大早ものうの乱象なれハ市蔵ハ先ハ越
りん行ひ赤を立て座の方の沙と見ハ法師義清と云祝
たるに刀を抜て法師義清の真向を下しきり勝賀ハ若狭流の剣術
の達人なれハ左ハ右へらきなりしに二尺八寸の刀を抜て起て
四郎蔵と討ん為に塩見恵三郎すすうけ参事会に相成く討
ようり野中源兵衛に仕損しぬ先掛り浦ハ打しうとき法
勝賀法損したの方さを切きりれも支へ出ず浦ハ切
法師源兵衛同のことを切えうまて
所を法師義清ハ野中の股切て倒れ起て座ふけ
出すう土肥同郎おすすうと打て掛りと勝賀者て立流し走く
見へしハ市蔵飛掛り法師義清と討高ようとも法師義清中ハ
元ハ幡多中村の民職なしう親実ようる仕て
見張陸検の法ハ定らき並地方家宇佐浦口長津賀右京門長
北陸法西諸木等七百余町の地を順見して土地の産物成の
ちと二旬餘りに悉く見を記して
収納政法四ようりうハ法中ハ義
郷門太守坊勝賀又三郎日和門与二郎小高長四郎義兼代大郎四郎
小林ようと云兄竟のものも死ハ中
して討ものの業。なて討き武ハ剣を義ようのの多しいとも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七人みな死ぬ　木塚明神之事

[illegible]

[illegible]ける[illegible]人と見て[illegible]
[illegible]進[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ようとて、[illegible]三人[illegible]なるらんと迎ひ
[illegible]の[illegible]進上人の[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]て級[illegible]ぬ[illegible]て[illegible]
けり[illegible]れ[illegible]て[illegible]進の怨霊現ぜぬ[illegible]云[illegible]
の快怪あり[illegible]て初の[illegible]は小[illegible]後の[illegible]の[illegible]
[illegible]し[illegible]て[illegible]怨霊の[illegible]
[illegible]紀[illegible]対[illegible]帰[illegible]
[illegible]
[illegible]

貴賤皆涙を流せり。八神霊威をまし効験あらたなる事ども今に
来像の内部にあり。生々敬仰のあまりかくのごとしかるべし

小田原陣之事

伊豆国の北條氏康、武蔵・上野・両国を押領して、小田原城に籠城
して猛威を震ひ、朝恩を忘れ、武命を軽んじ、法度の勅令を
しりぞけ、秀吉公御退治のためとして、東海・南海・山陰・山陽・北陸・奥羽
諸国の軍勢を召集、天正十八年二月朔日、先陣東海道を三河・遠江・駿河・伊豆国に
向ひ、御先陣として、三月十九日、駿府に着、同廿八日
三枝・御先陣として、三月九日、山中を越し、相模国の境に、三度参宿を
勝山・三崎・浦賀・三浦・鎌倉・相模・武蔵・上野・下野・常陸・安房・上総・下総・
伊豆・駿河・遠江・三河・尾張・美濃・飛騨・信濃・甲斐

長秋記の上にも我が[illegible]と嫉妬と敵対して押入れの大将を
指出し乗物にて対面して平の[illegible]土佐殿[illegible]の乗客二ヶ所
取押感わて祈りの居

元親歌楽に於て薬の湯に事

去程に秀吉公東国の賊徒鎮定し都に還御ましまし
しかは都鄙安全わして貴賤干戈を忘れて武門歌楽に
浴し諸将を召れ酒宴無為あり昔人の出陣帰て殿下元親
よりて治乱の始末を問給へは元親畏て何しか宮国を切みたりし天下に心をつけ
給ねは元親畏て何しか宮国を切みたりし天下に心をつけ
中殿下宮内少輔に命じて天下の[illegible]ことを治られ
ありし時代に[illegible]て天下の主と成給へ中上れ[illegible]の
殿下[illegible]ひそれハいかなる[illegible]人の天下に
ゆく思らくに[illegible]大度の表の世に[illegible]
を先ひ[illegible]ハ[illegible]ゆくに[illegible]殿下
[illegible]て[illegible]薬の湯に事

[illegible]に薬湯に所望すしかは薬院[illegible]
薬にて治成を[illegible]麗屋を憚[illegible]
殿下いや麗屋ハ若しうす薬の湯ハ貴賤[illegible]
[illegible]ハ[illegible]なすハ数多の道よりて[illegible]
治[illegible]元親悦ひ千宗易に法して[illegible]
けり[illegible]ハ[illegible]稲系兵庫[illegible]薬院[illegible]
薬風を[illegible]女二人[illegible]麗に出[illegible]の時ちと[illegible]
[illegible]いや急く成[illegible]
[illegible]ハさ[illegible]
[illegible]
[illegible]
出[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

鰐進上之事

天正十九年正月下旬元親浦戸の城を攻く移り給ひ上下の船百艘をいそ折と称の内へ鰐師も乗せ元親山城へ移りて[illegible]と云ふ[illegible]おはせしを移り給ひ大奥の入来[illegible]奉公なれ我いせ[illegible]ろ鰐を見せ申候哉とて[illegible]の孫[illegible]の[illegible]鰐師[illegible]ひ出潟の色[illegible]一丈[illegible]成[illegible]実[illegible]と申候[illegible]追[illegible]ひて[illegible]沖[illegible]ひて[illegible]ひつ[illegible]漕来る元親船をも見[illegible]ひ[illegible]の長ハ[illegible]ねと[illegible]ハ九尋ハ[illegible]の小鰐のそゆ[illegible]寸[illegible]の元親海[illegible]住[illegible]鰐をみる[illegible]して[illegible]ハ[illegible]事[illegible]ものなれハ[illegible]自[illegible]進[illegible]ん[illegible]て[illegible]賞を[illegible]ひみ[illegible]

漕船ハ[illegible]ひて[illegible]里を一時し漕[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

水に流れつくづくして武蔵国にて毎年京の夜ふかく鶴
溪（谷）より出し来りの流源にて数を流し溪と名付し溪の間にて
ひろく網をはりかけ捕る如くにて山の猟師共捕師と唱へ専ら
猟師ばかりにて捕る也九月より溪へ入来る者の例しに
寄高丸浦へ海辺より沖へ出て捕る也九鶴ばかり捕る也
こゝに第一に上れば厨房に上る
高丸に上れば厨房に上る
高丸に上れば厨房に上る
高丸

検法士の分限年貢収納のなり所宜敷[illegible]
是[illegible]の事ハ若輩の者ハ[illegible]
只法度[illegible]中上[illegible]て本意なり[illegible]
一所の無[illegible]せ[illegible]兼怠せし[illegible]
法氣[illegible]恐れ入て[illegible]
[illegible]の胸臆[illegible]
[illegible]細に我法士小書[illegible]
[illegible]士卒と[illegible]
成[illegible]八法士[illegible]
郷村と[illegible]
[illegible]
[illegible]

豆豊の文字付会せる有様なり

国典の一二なりとは系統として国典外典のそれとさらに文章往
古の輸送のものと称す講説流行する事に富豊邪と称し
るれども是れ富豊の大賢也り法人挙て尊こと学者心さまに行の業
八彼の門より一人すらこれ事なり今天竺国中の地検と改め村々の境を
推考せんと紀すると寄て是れ得れの事やいかひけん国中の寺社
の文字をも神社仏閣の来歴を称めるに事一巻
物に花厳経の旅へさしてけるに豊邪豊邪の文字を舊
豊邪と書て豊国上天神社仏閣を建て也つの花厳
豊邪と書て仏法の事なりの今此時仏教なりて有わ人豊邪と
書せられ給へ人とそれは元観此ら 実法の此事いかに
と後代なるこれ豊邪国しかして一度ならず有後古法を行と
よりて神社仏閣の花厳と称家への法花と集て是とする
時豊邪と出て出と豊と書し法にて富国の宝ひけるに豊邪
の文字を振仮名する事世人法人ならず豊と書

たるこれ世に新代豊邪と書事なり今改めて何の豊と何説
法人法の迷ふ所一物して此次の学者と呼ふこのとこ所より
天道地理神道仏法を振分ること
乃地と分て仏法に任せ法に
の中ら物道ひ所新と乱れ
讃歌道又是八人の云説
豊と称ら今邪豊邪豊の文字豊也 古人の説に淫蕩八道理と迷
利に八賢ます言智よりこれ主なる知
これ悪利に覆邦家云八古聖人の教也 古乃学者八人を導
今乃学者八人と迷ふ物して清潔よりて 彼戒の出家
威厳ありて人を恐 儒者同罪の曲者人此者同罪 来て
教をなす其心底を考ふ学を貪名を求ら利を貪ら方便也
是盗賊の棟梁也 国禁より大なる八非 造言之刑也 又乱民之刑也 国政
の指是より大なる八非 罪せずん八有 今時多く蠹乃
学者の見懲よせ也 非 汐出 貴を別獄八 して御

けう病ハ自口入禍ハ自口出と朱文公の金言なれと云へる学者も
誠なるかな

福島集人酒狂と称し事

斉世中これなるハ孔酒乃禍となす事一人われ〳〵なる勝て云へる事
今より後我国にて酒を者あ〳〵ハ忽罪科に可申
し無く法として出されけるとて酒の賞賞とて
顔色赤きものとハ人殺ひられハ冠婚のもろこりきも盃
をとる事月雪花乃わるとを以来を吉とて楽とけう所ハ
礼儀極無ハ心乃為乃事ともあくいましからし四海家よ
福島集人乃事なりて秋毫を出く仕直て向う格式
うつして来るものを集人乎稽ハ為乃ハ為乃ハ持乃と
身ねられハ彼とのを集ハ為乃ハ為乃ハ為乃と
集人伯京出藏の為乃と云事やあるとれしを
二ツ三ツ乃事なき為人の為の為と奪取稽
ものを為人や孔西乃ものを為人の為法と者き為て豈
ものハうけ曲為民と者りて福島

為乃ものを為人ハ為乃為乃為乃為乃為乃為乃
義為乃為乃為乃為乃為乃為乃為乃為乃為乃為乃

人をして酒をすゝめしむるに、それハ大聖孔子の酒量となし、法令に定め、賞主百杯すゝめ云々と記せるを誡めらるゝ上古の君を模し、世事ハ法令に屬し、人君を模して憂の樂ミとし、只酒のみ人ハ人君を模し、むかしの法令也、碑表の相言をいゝ、ひ君酒の科也、君を模し、法令の大のあを焼、水の回畠を流すと見て、水出を惡む同し、水出を捨て、天地の乱を乱の物のみんや、物して万物必取云々

ものゝ必捨ゝ云ものゝ一聚なハ道の法、義を取ハ風ハ冬惡まれ、冬ハ春を捨、春ハ夏を捨、夏ハ秋を捨、秋ハ冬を必捨ん時、宜しを用ひ時、あらをを捨んの君國切なれ、貴賤上下用ひ事て樂みの中一とすゝ酒を樂むもの、ひん事勿禅なれ、只乱乱ハ世を法せ、貪て酒を樂て狂乱なるハ君者のゝ、ゝ、ハ罪なれ、ゝ、拘ハ有のつゝ、礼酒を始めるのゝ、ゝ、守但君ハ小事ハ中て國及を立る人の見る前ハ守方人の禍ハ國及ハ小事を行ハ苛して民若ゝ家法ハ大事を行ハ貪ゝて身を考ハ嚴ハ多ハ山つまを法ハ無く法度多き國ハ罪人なり守ハ國及ハ寛なるを守ハ彼不義の君者ゝ大酒の酔狂ゝを考れハ酔狂の害ハ小ハ中て人ゝ君を知君者の害ハ大ハ中て人ゝ君を知ハ史酒宴遊興ハ國家大平の志ハ早く酒の禁制を止られ法人世ハ小の害を知ハ一同に法あられハ官門の事ハ正を整せ、法なゝ礼國の法令ハ定て本と守され故なゝ法令を設ハ時ハ下上を惑ハ民銘して腹を守民服せされハ國治ゝ守此酒禁制の令を守て日なゝ守て又君を改ゝ人の乱を也ハ拘れも過則勿憚改と云ゝ同く急きよあゝ守て三つゝ君ハ乱

今度酒を禁ずる事法令あやまりを改て君をあゝ守なり但礼酒すゝ守

元親

と書て左ゝ所ゝ解ゝ多ゝ

[illegible]

土左物語巻第十六

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan